

■第1回児童福祉専門分科会(書面開催)でご意見いただいた点に関する説明

資料7-3

	内容	意見(要望)・質問	市回答
1	制度	事業の目的:「全てのこどもの育ちを応援」 確かに全てのこどもに開かれた事業となっているが、こどもの育ちにおいてこどもの視点から本事業が、心の安心感・安定感や健康の保障に繋がっていくことについて第三者による評価を国が試行期間に行っているのか？	国の検討会や説明会等では、第三者による評価について言及されておりません。 今後、状況がわかり次第ご説明いたします。
2	制度	事業の目的に「こどもの良質な成育環境を整備」とあり、既存施設を利用することは良いと思うが、一方で新たな環境整備に関しての予算措置等があるのか？	令和7年度は、既存の施設を活用した事業実施を想定しており、施設整備の予算措置はしておりません。 令和7年度の事業実施を踏まえ、令和8年度以降の本格実施に必要な予算措置を検討してまいります。
3	制度	一部施設での実施は良いが、そこで発生した問題点等の精査や修正点からの変更など、事業のスケジュールはどうなっているのか？ また、総合支援システム含めほかの自治体との連携等の法整備は大丈夫か？	○スケジュール等 令和7年度の事業実施と並行して、国が令和8年度の事業詳細を示す可能性が高いため、令和7年度の課題の精査・修正とともに令和8年度の実施を検討していくことを想定しています。 ○システム等 総合支援システムでは全国の施設の空き状況が閲覧可能であり、広域利用について国は自治体間での連携協定を結ぶことを示しています。 しかし、静岡市として事業の実施に合わせて協定の準備は難しいことから、令和7年度は広域利用は認めない方針としています。 他自治体からも一切その点について問い合わせ等がないことから、全国的に同様の方針であると考えています。
4	制度	自治体の裁量はどこまであるのか？静岡市が独自色を出すことができるのか？	国庫補助の対象となるのは国が示す要件で事業を実施した部分のみとなります。 例えば、「満三歳となった誕生日以降も、その年度末まで利用が可能」や「月10時間を超えて利用が可能」といった、要件を独自に設ける自治体もありますが、国の要件を外れた部分に係る事業費は全て自治体負担となるため、独自性を持たせるかについては各自治体の制度に対する考え方によります。
5	制度	何日前までの申込で、いつ結果がわかるのか？	利用者が市へ申請する利用要件の確認申請については、審査に概ね2週間程度の時間をいただきます。 施設利用の予約については、施設により期日が異なります。 利用者にはシステム上で空き状況が示されていますので、空いている時間帯であれば基本的には利用可能です。
6	制度	申込が多くなった際は抽選なのか、申し込み順なのか？	申し込み順となります。
7	制度	障害があった場合、子供の特性はどのようにすり合わせするのか？	障がいをもつこどもに対し十分な保育が可能な体制となっている施設以外は、障がい児の受入は「不可」としてシステム登録をしていただきます。 「可」としている施設には、それぞれの支援計画等にそって預かっていただくことになります。

8	制度	大人1人につき何人をお世話するのか？	認可保育施設と同じく、0歳児は保育士1人につき3人、1、2歳児は保育士1人につき6人が最低基準となっております。
9	制度	静岡中央子育て支援センターや各保育園の一時保育との違いは何か？	こどもを預かることについては両制度ともに同じですが、一時保育については保護者の急な用事やリフレッシュしたい時に利用される制度と位置づけられております。自治体の中には事業を実施していないところもあります。 一方で、こども誰でも通園制度はすべての子育て世帯が一定時間こどもを預けることができる制度として、全自治体での実施が予定されています。事業の目的の1つとして、孤立した子育ての解消を掲げており、子育てに困難を抱える世帯への切れ目のない支援についても、本制度の実施により期待されているものであります。
10	制度	こどもをいつでも(スポット的に)預けられる制度の趣旨はとても良く、導入はむしろ遅いと思う。 一方、施設側の負担や意見はどのようなものか？保育士不足や、こどもたちへの安全配慮に神経をすり減らす日々、十分なインセンティブが受けられるのか？	○施設の意見や負担 令和6年度試行的事業の実施施設は、全て一時預かり事業の実施施設であり、在園児以外を預かることについて経験があったことから、施設へのアンケート結果では、負担感の増加にはつながっていないといった回答を複数園からいただきました。 ただし、今年度は市独自の利用要件を撤廃したことで利用者の増加が想定され負担増加につながる可能性もあることから、現地視察やアンケート等により現場の声を聞きながら検証してまいります。 ○保育士不足、安全配慮 一般型乳児等通園支援事業については、こどもの安全を考え通常保育の配置基準外の保育士の配置が必須となります。 また、保育士が確保できない施設については、本事業を強制するものではなく、あくまで安全に事業を実施できる条件が整った施設が実施することとなります。 ○インセンティブ等 本事業について、開始当初より補助金額が低いのではないかと議論が行われており、自治体から国へ単価の増額を要望しています。 国も令和8年度の本格実施に向け、単価については検討中であり、今後も引き続き要望をしてまいります。
11	施設	事業の目的 「多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化」とあるが、他の自治体では夜間や休日などに対応する施設があるのか？	休日、夜間対応の施設の情報は得られておりません。 今後、他自治体の動向等を調査してまいります。
12	施設	「余裕活用型」施設については、在園児のプログラムの中に入る形になるのか？キッズハウスひかりのHPを拝見し、温かみのある保育を実施していることが想像できたが、利用児が在園児のプログラムに入る場合、環境(人的、物的、時間、空間など)に無理があるのではないかとどのように対応していく予定となっているのか？	現時点では在園児のプログラムの中に入る形を想定しています(散歩 プール 戸外遊び 室内遊び 等)。職員配置や保育室面積などにおいては基準内で対応するため、保育環境において現状無理が生じるような事象は想定できませんが、実際に対応していく中困難な事象を洗い出していくとともに対応について、検討していきたいと考えております。
13	施設	実際に利用したいと思っている方の多い地域と利用できる施設の地域が同じ地域にあるのか？また、その利用しやすさは？	各地域の利用ニーズに詳細は把握できていないため、事業を実施していく中で検証していく予定です。

14	施設	資料1(2)には事業を実施する施設は市の認可が必要とあるが、資料1(1)の(2)には公立こども園等は認可が不要とある。 公立こども園等は例外的な扱いとなるのか？	児童福祉法では市の認可を得る必要がある者は「国、都道府県及び市町村以外の者」としております。 また同法では市は認可の有無にかかわらず事業を実施できるとしているため、このことから市の直営施設で事業実施する場合は市の認可が不要となります。
15	施設職員	令和7年度は6施設が認可(予定)される見込みとの記載があるが、施設職員の方の負担感も確認できているのか？ この事業の意義については理解できるが、現場職員のやりがい搾取にならないようにしていただきたい。	【再掲】令和6年度試行的事業の実施施設は、全て一時預かり事業の実施施設であり、在園児以外を預かることについて経験があったことから、施設へのアンケート結果では、負担感の増加にはつながっていないといった回答を複数園からいただきました。 ただし、令和7年度は市独自の利用要件を撤廃したことで利用者の増加が想定され負担増加につながる可能性もあることから、現地視察やアンケート等により現場の声を聞きながら検証してまいります。
16	施設職員	この事業自体はとても意義のあるものだと思うが、受け入れる側、特に最前線に立つ職員の負担感が増加してしまうのではと感じている。 やりがいも大事ではあるが、それに見合う対価の担保も必要だと思う。	【再掲】本事業について、開始当初より補助金額が低いのではないかと議論が行われており、自治体から国へ単価の増額を要望しています。 国も令和8年度の本格実施に向け、単価については検討中であり、今後も引き続き要望をしてまいります。
17	補助金	補助金の交付はあくまでも保育所などの施設に対してであると思うが、職員への還元などはあるのか？あくまでもそれは事業所マターであるのか？	補助金は施設への交付となります。 職員への還元については事業所の判断となります。
18	利用	同じ保育施設で10時間使用でなく、例えばA施設4時間 B施設6時間と利用施設を変えることは可能か？1施設のみの利用となるのか？	1月で異なる施設を利用することは可能です。 利用予約は全て総合支援システム※を活用し、実施施設から利用したい施設を選んで利用いただきます。(初回面談はどの施設においても必須となります。) ※国からリリースされた予約システム
19	利用	利用認定申請から実際に利用開始日までの日数はどの位かかるのか？	利用認定申請から総合支援システムの利用者アカウントの発行までは概ね2週間程度の時間をいただきます。 アカウント発行後、初回面談予約が可能となります。
20	その他	今回の意見聴取に先立って何ヶ月かの試行実施をしているようだが、その試行の評価がはっきりしない。 利用者側、保育園側双方にとってこの制度を実施してみてどうだったのか等の忌憚ない意見を伺いたい。	令和6年度の試行的事業では、利用者と施設へアンケートを行いました。 ○利用者の声 利用者からは、育児の不安について相談できる機会がありがたかった等、本来の事業目的に合った感想をいただきました。 また、利用可能な施設をもっと市街地に増やしてほしいとの意見もあったことから、令和7年度は3区の待機児童園で実施することとなりました。 ○施設の声 【再掲】令和6年度試行的事業の実施施設は、全て一時預かり事業の実施施設であり、在園児以外を預かることについて経験があったことから、施設へのアンケート結果では、負担感の増加にはつながっていないといった回答を複数園からいただきました。 また、国の資料や他自治体の実施施設の声として、補助単価の増額要望は多くの施設から挙がっているほか、月10時間については賛否の声があります。